

生駒市規則第 29 号

生駒市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 1 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市病院事業会計規則の一部を改正する規則

生駒市病院事業会計規則（平成 22 年 12 月生駒市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条中「生駒市」を「全国」に改める。

第 46 条各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまで及びケに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ケ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 借地権

イ 地上権

ウ 特許権

エ 施設利用権

オ ソフトウェア

カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であつて、当該リース物件がアからオまで及びキに掲げるものである場合に限る。）

キ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（１年以内に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ 長期前払消費税

カ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきものの

キ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２２条の改正規定は、令和４年１１月４日から施行する。